

(様式2)
処分基準（不利益処分関係）

		担当課	漁港課	検索番号	5-1
法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	根拠条項	45-1、45-2		
不利益処分	実施計画に係る勧告又は認定の取消し				
<p>(根拠規定)</p> <p>漁港管理者は、認定計画が第四十三条第一項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>漁港管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置を取らなかったときは、第四十三条第一項第一項又は第四項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>令和6年3月21日伺定め「漁港施設等活用制度に係る審査基準について」</p> <p>○「漁港漁場法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について」（令和6年1月31日付け5水港第2371号・水産庁長官通知・技術的助言）の（別添）「I 漁港施設等活用事業制度について」の1のとおりとする。</p> <p>1. 漁港施設等活用事業について（新法第4条の2）</p> <p>（3）実施計画の認定手続</p> <p>④ 認定の取消（新法第45条）</p> <p>漁港管理者は、認定計画が新法第43条第1項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとされた（新法第45条第1項）。また、漁港管理者は、勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかったときは、認定を取り消すことができ（同条第2項）、速やかにその旨を公表するとともに、漁港施設の所有者に通知しなければならないこととされた（同条第3項）。認定計画実施者に対する勧告の参考様式は別紙17、認定を取り消したことについての認定計画実施者への通知の参考様式は別紙18、認定を取り消したときの公表の参考様式は別紙19、認定を取り消したことについての漁港施設の所有者への通知の参考様式は別紙20のとおり。</p> <p>(その他)</p>					